

『マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の基本方針について』

マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」といいます。）とは、振り込め詐欺や麻薬売買といった非合法活動による資金の移動、テロリストやその支援国家等、大量破壊兵器の製造等を企てる者への活動資金の提供について、資金面から防止・遮断していこうとする取り組みです。近年、マネロン等対策は全世界的な規模で態勢整備が求められ、国内金融業界においても最優先課題となっています。当組合では、マネロン等対策を経営戦略等における重要な課題と位置づけており、管理態勢の構築と強化に取り組んでいます。

具体的には、マネロン等対策に係る統括責任者や統括管理部門を定め、各所管部門との連携のもと、組合全体でお客さまに安心してお取引いただける態勢整備を進めて参ります。

基本方針

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策（以下、「マネロン等対策」といいます。）を防止するため、マネロン等対策を経営上の重要な課題と位置づけており、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、以下の取り組みを行ってまいります。

1. 組織態勢

当組合では、経営陣がマネロン等対策に主導的に関与し、組合内の役割を明確に定め、組合内横断的なリスク管理態勢を構築します。

2. リスクベース・アプローチ

当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。

3. 態勢整備

当組合は、マネロン等対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向を評価し、これを踏まえて方針（基本方針、ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン等対策に関する基本規程及び関連諸規程、要領・手順書等）・計画（マネロン等対策を実現させるための実践計画、プログラム）等を整備してまいります。

4. 疑わしい取引の届出

当組合は、営業店からの報告や取引モニタリングで検知した疑わしい取引を速やかに当局へ届け出る態勢を構築します。

5. 役職員の研修

当組合は、役職員のマネロン等対策に関する知識取得や意識の向上を図るために、継続的な指導や研修を実施します。

6. 遵守状況の検証

当組合は、マネロン等対策の有効性に対し、内部監査部門が独立した立場から検証や方針等の適切性について行った提言を踏まえ、さらなる態勢の改善に努めます。

なお、金融当局ならびに山梨県警察の指導により、当組合ではマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客さまにつきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客さま情報の提供をお願いさせて頂くとともに、その後回答の内容や状況に応じまして、当該お取引に制限をさせていただくことがございます。

お客さまには、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何とぞ趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月
都留信用組合